

岩手県森林整備事業実施要領

昭和 48 年 10 月 12 日 林業第 1192 号
平成 24 年 11 月 27 日 森整第 1333 号
平成 25 年 9 月 2 日 森整第 1396 号
平成 26 年 8 月 29 日 森整第 412 号
平成 27 年 8 月 25 日 森整第 369 号
平成 28 年 8 月 29 日 森整第 356 号
平成 29 年 10 月 6 日 森整第 458 号
平成 30 年 9 月 5 日 森整第 417 号
令和元年 11 月 15 日 森整第 439 号
令和 2 年 10 月 16 日 森整第 491 号
最終改正 令和 4 年 11 月 15 日 森整第 500 号

(趣旨)

第 1 条 森林整備事業の円滑な実施を図るため、森林整備補助金交付規則（昭和 48 年岩手県規則第 73 号。以下「規則」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用について（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整整第 580 号林野庁整備課長通知。以下「国の運用通知」という。）、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 857 号林野庁整備課長通知）、森林保全再生整備における実行経費の算出について（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 林整整第 1352 号林野庁整備課長通知。以下「国の実行経費算出通知」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 林整計第 336 号林野庁長官通知。以下「国の交付金実施要領」という。）によるほか、この要領により実施するものとする。

(事業計画の作成)

第 2 条 知事は、森林環境保全直接支援事業並びに特定森林再生事業のうち森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備を実施するときは、規則第 2 条第 2 項に規定する森林環境保全整備事業計画（以下「保全整備事業計画」という。）を、機能回復整備事業を実施するときは、規則第 2 条第 8 項に規定する森林基盤整備事業計画（以下「基盤整備事業計画」という。）を、作成するものとする。

2 知事は、前項に掲げる計画の作成に当たっては、森林組合等林業関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議・調整を図るとともに、保全整備事業計画にあつては、市町村長の同意を得るものとする。

3 市町村長は、長期育成循環施業の実施について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知）に基づき、公益的機能の維持増進や資源の循環利用が図られることが必要な管内の民有林において、長期育成循環施業を計画するときは、事業実施の区域等を保全整備事業計画に登載するよう知事に協議できるものとする。

4 知事は、保全整備事業計画の重要な変更をするときは、関係する市町村長の同意を得るものとする。

(事前計画の提出)

第 3 条 規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する人工造林、同項第 8 号に規定する保育間伐、同項第 9 号に規定する間伐、同項第 10 号に規定する更新伐、同項第 12 号に規定する森林作業道整備、

規則第2条第11項第1号(1)に規定する花粉発生源植替え、同項第1号(2)アに規定する林木被害防止施設等整備又は同項第1号(3)に規定する森林作業道整備を実施しようとする者は、現地の状況を把握したうえで、集約化実施計画ごと又は森林経営計画単位ごとに実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量等を取りまとめた計画書(以下「事前計画」という。)を作成し、補助を受けようとする施行地を所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出するものとする。

2 局長は、前項により事前計画の提出があったときはその内容を審査し、適正と認められるときは、これを受理するものとする。

3 局長は、前項の審査において、事前計画に天然更新による更新伐があるときは、現地調査を実施し、事前計画の更新方法が適切と認められないときは、事前計画の見直しを指導するものとする。

(農地法等により売渡しを受けた土地の承認手続)

第4条 補助金を申請しようとする者は、森林整備を予定している土地が規則第2条第12項第3号に掲げる土地であるときは、事業実施前に局長の承認を得るものとする。

(補助事業の内容)

第5条 規則第2条第2項第2号ア及びイ、同条第4項第2号ア及びイ、同条第5項第2号ア及びイ、同条第6項第2号ア及びイ、同条第7項第2号イ(ア)及び(イ)並びに同条第10項第2号ア及びイに規定する樹下への苗木の植栽及び稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽については、1ヘクタール当たりの植栽本数を800本以上とする。

2 規則第2条第2項第3号、同条第4項第3号、同条第5項第3号、同条第6項第3号、同条第7項第2号ウ及び同条第10項第3号に規定する下刈りにおいて、林齢6年生以上(ただし、カラマツについては4年生以上)の林分で事業を実施しようとするときは、別に定めるところにより局長の承認を得るものとする。

3 規則第2条第2項第4号、同条第4項第4号、同条第5項第4号、同条第6項第4号、同条第7項第2号エ及び同条第10項第4号に規定する雪起こしは、造林木の生立本数の30パーセント以上が倒伏した林分の区域で実施するものとし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。

4 規則第2条第2項第6号、同条第5項第6号、同条第6項第6号及び同条第10項第6号に規定する枝打ちは、対象樹種をスギ、ヒノキとし、施行地内の目的木全数(被圧木、損傷木及び曲り木等を除く。)を対象に実施するものとする。

5 規則第2条第2項第7号、同条第4項第6号、同条第5項第7号、同条第6項第7号、同条第7項第2号カ及び同条第10項第7号に規定する除伐、同条第2項第8号、同条第5項第8号、同条第6項第8号、同条第7項第2号キ及び同条第10項第8号に規定する保育間伐、同条第2項第9号及び同条第10項第9号に規定する間伐、並びに同条第2項第10号、同条第5項第9号、同条第6項第9号、同条第7項第2号ク及び同条第10項第10号に規定する更新伐は、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していない場合に補助の対象とする。

6 規則第2条第2項第7号、同条第4項第6号、同条第5項第7号、同条第6項第7号、同条第7項第2号カ及び同条第10項第7号に規定する除伐は、不用木を全て除去(育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。)するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10パーセント未満とする。

7 規則第2条第4項第6号に規定する除伐は、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、60年生以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が

- 18センチメートル未満の林分において実施することができるものとする。
- 8 第5項に掲げる保育間伐、間伐及び更新伐において、本数密度の調整、残存木の生長促進等を図る目的で実施する場合は、育成しようとする主林木の立木本数の20パーセント以上を伐採するものとする。
 - 9 第5項に掲げる更新伐は、別に定める更新伐実施基準（平成24年11月27日付け森整第581号）により実施するものとし、天然林において森林の質的・構造的な改善を目的として行う本数密度の調整にあつては主林木の立木本数の概ね70パーセント以上（森林経営計画に基づき実施する場合は別に定める。）を、人工林において針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う本数密度の調整にあつては主林木の立木本数の概ね50パーセント以下を伐採するものとする。
 - 10 規則第2条第2項第11号のア、同条第4項第7号ア、同条第5項第10号ア、同条第5項第12号ア、同条第6項第10号ア及び同条第7項第2号ケ(ア)に規定する鳥獣害防止施設等整備は、別に定める鳥獣害防止施設等整備実施基準（平成11年12月20日付け緑第805号）により実施するものとする。
 - 11 規則第2条第2項第12号、同条第4項第8号、同条第5項第11号、同条第6項第11号、同条第7項第2号コ、同条第10項第12号及び同条第11項第3号に規定する森林作業道整備は、別に定める森林作業道整備実施基準（平成23年10月21日第503号）及び森林作業道整備開設基準（平成23年10月21日第504号）により実施するものとする。
 - 12 規則第2条第5項第12号に規定する森林保全再生整備の内容は次のとおりとする。
 - (1) 鳥獣害防止施設等整備は、第10項に掲げる鳥獣害防止施設等実施基準に定める内容のほか、パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を行うことができるものとする。
 - (2) 鳥獣の誘引捕獲は、餌付けによる誘引を伴う捕獲（箱わな、囲いわな、ドロップネット、タワーシューティング等による捕獲）のための給仕施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場の整備を行うことができるものとする。ただし、一定の群れ単位で捕獲することを目的として行うものに限る。また、捕殺個体の処分は、原則として同一林班内への埋設処分を行うものとする。
 - 13 前項の森林保全再生整備は、次に掲げる要件を全て満たした場合に補助の対象とするものとする。
 - (1) 対象森林は、原則として、森林被害について（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野長官通知）に基づく林野庁への報告又は公的機関が実施した調査等により把握された鳥獣害等による被害箇所を含む林班とすること。
 - (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の2に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されているときは、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び同法第4条の2に基づく被害防止計画との関係について、当該協議会との連絡調整が図られていること。
 - (3) 森林整備事業以外の補助事業による支援を受けないこと。
 - 14 規則第2条第7項第1号に規定する衛生伐は、別に定める衛生伐実施基準（平成11年12月20日付け緑第805号）により実施するものとする。
 - 15 規則第2条第11項第1号に規定する苗木は、カラマツ及びアカマツのコンテナ苗並びにスギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁通知）の別紙2の2の花粉症対策苗木とすること。
 - 16 規則第2条第12項第5号に規定する病虫害の発生その他の理由により知事が成林の見込みがないと認める事業は、1ヘクタール当たりの植栽本数がアカマツ2,800本未満、スギ及びカラマツ1,000本未満、キリ250本未満、クリ、クルミ及びウルシ1,000本未満、その他の樹種

2,000本未満の植栽とする。なお、市町村森林整備計画における仕立ての方法別の植栽本数を下回る植栽を行うときは、市町村森林整備計画に定める事項を遵守するほか、林業普及指導員の指導等を受けるものとする。

(外国樹種)

第6条 規則第2条第12項第2号に規定する外国樹種は、トウヒ類、ストロブマツ、カラマツ類、イチョウとする。

(事業の実行)

第7条 事業の規模等は、次のとおりとする。

(1) 事業規模(規則第2条第2項第11号、同条第4項第7号、同条第5項第10号、同条第6項第10号、同条第7項第2号ケ、同条第8項第2号及び同条第9項第11号に規定する附帯施設等整備、第5条11号に掲げる森林作業道整備、同条13号に掲げる森林保全再生整備及び同条14号に掲げる衛生伐を除く。)は、原則として森林簿に記載の同一林班の小班内で接続する区域を1施行地とし、1施行地の面積を0.1ヘクタール以上とする。なお、都道府県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上とする。また、間伐及び更新伐の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道(岩手県森林作業道作設指針(平成23年4月8日付け森整第27号農林水産部長通知)に適合する森林作業道であって台帳管理を行っているものをいう。)がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

(2) 前項の規定のほか、規則第2条第2項第9号に規定する間伐及び同項第10号に規定する更新伐については、原則として次のア又はイのいずれかの要件を満たす場合に補助の対象とするものとする。

ア 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、原則として補助金交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立法メートル以上となること。

イ 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)に基づき行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

(3) 森林経営計画が策定された林班内及び当該林班と隣接し路網で直接接続する林班内で行う間伐及び更新伐であって、当該森林経営計画に計画がないものは、当該森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐(前号アの要件を満たす場合に限り。)と一体的に行う場合であって、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上となる場合に限り、補助対象にできるものとする。ただし、補助金交付申請時又は申請後に当該施行地を森林経営計画対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。

(4) 森林環境保全直接支援事業における特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行う施業にあつては、補助金交付申請後に当該施行地を森林経営計画対象森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めることをあらかじめ確認できる場合に補助の対象とするものとする。

2 現地の測量は、次のとおり行うものとする。

(1) 事業主体は、原則として施行地の区域をポケットコンパス等により測量(以下「現地測量」という。)し、測点を木杭等の設置により保全するものとする。

なお、施行地の境界保全のため、測量起点杭は耐久性のある杭（プラスチック杭等）を用いること。

- (2) 事業主体は、現地測量を行わずに精度の高い図面等を用いて補助金交付申請するときは、主要測点を復元できるようにするものとする。
- (3) 事業主体は、更新困難地、植栽不可能地、岩石地、湿地、道路敷地、無立木地等の施業が実施できない1箇所の面積が0.01ヘクタール以上の土地を除地とし、これを補助金の交付申請の施行面積から除くものとする。
- (4) 森林整備事業しゅん工検査に合格した人工造林施行地の位置、区域、査定面積（「検査により確定した面積」をいう。以下同じ。）等の情報（以下「GIS等登録情報」という。）をGIS等で管理している場合にあっては、次回以降の下刈り等の補助金交付申請にあたり、現地測量に代え、GIS等登録情報を用いることができるものとする。
- (5) 現地測量の測量野帳及びGIS等登録情報は、しゅん工検査の際に、検査員に提示するものとする。

3 事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 事業主体が森林所有者から受託して事業を実施する場合は、事業主体が森林所有者と受委託契約を締結したものに限る。なお、事業主体が請負者として森林所有者と契約した作業は、受委託契約には該当しないものとする。
- (2) 森林所有者（森林を所有する会社等の従業員を含む。）は、原則として自らが委託した事業には従事できない。ただし、森林所有者が所有森林以外の事業に従事した事業が過半を占める場合、所有森林の事業に当該森林所有者以外の者が従事した事業量が過半を占める場合等はこの限りでない。

4 現地写真の撮影及び提出は、次のとおり行うものとする。

- (1) 事業主体は、事業の施行地ごとの現地写真を別記の写真撮影基準に基づき撮影するものとする。
- (2) 事業主体は、撮影した写真をしゅん工検査の際に検査員に提示するとともに、当該写真の一部を補助金の交付申請書に添付するものとする。

（協定の締結）

第8条 特定森林再生事業（森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備に限る。）の実施については、事業主体が市町村にあっては森林所有者と、事業主体が市町村以外の事業主体にあっては、当該森林の所在する市町村の長及び森林所有者と「施業実施後10年間は皆伐しない旨」等の事業実施に係る協定を締結するものとする。

（森林整備補助金交付申請書の提出等）

第9条 規則第4条に規定する森林整備事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）及びこれに添付する書類は別表1のとおりとし、別に定める森林整備補助金交付申請書作成要領（昭和53年9月14日付け林業第522号）により作成するものとする。

なお、補助金交付申請書に施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ずれを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）等を活用する場合は、別に定める通知により作成するものとする。

- 2 事業主体は、補助金の交付申請又は受領を他の者に委任できるものとする。
- 3 事業主体から委任を受けて補助金の交付申請又は受領を行う者（以下「代理申請者」という。）は、補助金の交付申請を委任されたときは、補助金交付申請書を作成するものとする。
- 4 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（参考例）（様式第12号）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とするものとする。
- 5 補助金交付申請を行おうとする者（事業主体が代理申請者に補助金交付申請を委任する場合

は代理申請者をいう。以下「補助金交付申請者」という。)は、局長に補助金の交付申請をしようとするときは、当該事業施行地の所在する市町村長に補助金交付申請書を提出し、当該市町村長の森林整備に関する意見を求めるものとする。

- 6 市町村長は、補助金交付申請者から補助金交付申請書の提出を受けたときは、造林等の申請にあっては新植前の前生樹の伐採に係る届出又は間伐等にあつては当該主林木の伐採に係る届出が提出されているか確認するとともに、当該市町村の市町村森林整備計画等に照らし、意見があるときは意見書を付すものとし、意見がないとき又は意見を付すときにあつてもその回答を求めないときは、補助金交付申請書に経由印を押印するものとする。
- 7 補助金交付申請者は、前項により市町村長から意見を付され、意見に対する回答を求められたときは、速やかに回答し、市町村長から承認を受けるとともに、補助金交付申請書に経由印の押印を受けるものとする。
- 8 補助金交付申請者は、前2項により補助金交付申請書に経由印の押印を受けたときは、局長に対して補助金交付申請を行うことができるものとする。
- 9 事業主体は、複数の施行地を一体的に施行し、かつ、施行地ごとに搬出集積材積を区分せずに間伐等を行う場合であつて、当該施行地を所有する森林所有者全員の同意があるときは、第1項に掲げる別表1の搬出材積集計表(以下「搬出材積集計表」という。)の搬出材積を区分したまとまり(国の運用通知6の(6)に規定する査定単位に同じ。以下「査定単位」という。)を設定し、これを単位に補助金交付申請することができるものとする。(この申請方式を「共同申請」という。以下同じ。)

(しゅん工検査)

第10条 局長は、前条第8項により事業主体から補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、しゅん工検査を実施するものとする。

- 2 しゅん工検査は、規則第5条第1項に規定する書類検査及び現地検査とし、検査の方法等は、別に定める森林整備事業しゅん工検査要領(昭和53年6月16日付け林業第202号)により実施するものとする。
- 3 岩手県樹苗需給調整指導要領(昭和59年2月21日付け林業第977号。以下「指導要領」という。)第9に掲げる移入した山行苗木を植栽したときは、指導要領第2の2の規格に合致しているか確認するものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第5条第2項に規定する補助金交付決定の通知は、事業主体が直接申請した場合にあつては様式第8号、事業主体から委任を受けた代理申請者が申請した場合にあつては様式第9号によるものとする。

- 2 市町村が請負(委託契約によるものを含む。以下同じ。)に付して実行した事業に係る補助金額は、施行地ごとに標準経費と実際に要した経費(以下「実行経費」という。)のいずれか低い額を基に算定するものとする。

なお、市町村が請負に付して実行したときは、規則第4条別表に規定する実行経費内訳書(様式第6-1号)を補助金交付申請書に添付するものとする。

- 3 森林作業道整備の補助金算定等は、次のとおりとする。

- (1) 標準経費は、第15条第3項に基づき定めた各々の標準単価に各々の数量を乗じた金額の合計額に、この合計額に間接費率(現場監督費及び社会保険料等に限る。)を乗じた額を加算して算定するものとする。

- (2) 森林作業道に第15条第3項に定める標準断面又は標準設計が適用できない区間があるときは、別に定める森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知)等を基に事業主体が算出する経費を標準経費に加算できるものとする。

(この加算後の合計額を「加算経費」という。以下同じ。)

- (3) 前号に該当する森林作業道及び市町村（財産区は除く。）が請負に付して実施する森林作業道に係る補助金の算定は、標準経費又は加算経費の合計額と実行経費の合計額のいずれか低い経費を基に行うものとする。
- (4) 前2項に係る補助金交付申請書には、別表1の実行経費内訳書（様式第6-2号）を添付するものとする。
- 4 規則第2条第2項第9号に規定する間伐及び同項第10号に規定する更新伐に係る補助金額については、申請単位ごとに、当該申請単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐に係る伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値に応じた標準単価を、搬出材積集計表の施行地ごとに適用し、算定するものとする。
- ただし、共同申請の場合にあっては、査定単位ごとに標準単価を適用し、補助金を算定するものとする。
- 5 森林保全再生整備に係る補助金額は、原則として国の実行経費算出通知に基づき算出した実行経費を基に算定するものとし、規則第4条別表に規定する実行経費内訳書（様式第6-1号）を補助金交付申請書に添付するものとする。
- （補助金の配付）
- 第12条 代理申請者は、事業主体から受領委任された補助金を県から受領したときは、事業主体に配付する日まで金融機関に保管するとともに、30日以内（代理申請者が受領を第三者に委任している場合は、第三者が代理受領した場合の期間を含む。）に配付を完了するものとする。
- 2 代理申請者は、第11条第1項に規定する補助金交付決定の通知に掲げる別紙明細書に即して、補助金の全額を事業主体に配付しなければならない。ただし、事業主体から精算の依頼があったときは、別に定めるものに限り精算して支払うことができる。
- 3 代理申請者は、補助金の配付が完了したときは、配付状況を速やかに局長に報告するものとする。
- 4 局長は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、支払未済がある場合は実態を調査し、その改善を求めるものとする。
- （補助金事務取扱手数料）
- 第13条 代理申請者は、事業主体から補助金事務取扱手数料（以下「手数料」という。）を実費の範囲内で徴収できるものとする。
- 2 代理申請者は、手数料の内容、金額等について規定するとともに、関係する事業主体に周知し、その透明化に努めるものとする。
- 3 代理申請者は、手数料率を定めたときは、毎年度その内容等を局長に報告するものとする。
- （受託事業の透明化）
- 第14条 事業主体は、森林所有者からの受託により事業を実施するときは、あらかじめ経費の見込みを示すとともに、事業終了後は、速やかに当該経費の明細を当該森林所有者に報告するものとする。
- 2 事業主体は、前項の受託事業に係る内容、収支等を総会等に諮る等、経費の透明化に努めるものとする。
- 3 第1項により受託事業を行うときの森林所有者との受委託契約書は、森林整備事業委託契約書（参考例）（様式第10号）により作成するものとする。
- 4 事業主体が森林所有者等との受委託契約等により事業を実施し、補助金を受領したときは、速やかに当該施行地の森林所有者に対して、施行地ごとの補助金の額を通知するものとする。
- 5 事業主体は、第11条第4項のただし書きにより補助金額を算定するときは、当該査定単位内の施行地ごとに補助金を配分し、この金額を当該施行地の森林所有者に通知するものとする。
- （標準単価）
- 第15条 標準単価は、森林整備事業標準単価構成因子（別表2）を基準として農林水産部長が事

業ごとに定める。

- 2 標準単価は、直接費及び共通仮設費とし、このほか間接費として、現場監督費及び社会保険料等を加算することができるものとする。ただし、規則第2条第7項第1号に規定する衛生伐については、これによらず、別に定めるものとする。
- 3 森林作業道については、土工にあつては地山勾配と幅員に応じた標準断面ごとの延長1メートル当りの単価、簡易構造物にあつては標準的な設計に基づいた箇所ごとの単価を定めるものとする。

(樹苗需給の確認)

第16条 規則第2条第12項第1号に掲げる別に定める樹苗受給の確認は、岩手県樹苗需給調整指導要領(昭和59年2月21日林業第977号。以下「調整指導要領」という。)に規定する樹苗需給の確認をいい、規則別表に定める樹苗需給確認証とは、岩手県樹苗需給調整指導要領実施基準(昭和59年2月21日林業第978号。以下「樹苗需給実施基準」という。)に定める樹苗需給確認書をいうものとする。

- 2 樹苗需給の確認は、樹苗需給実施基準第3第1項第3号に基づく樹苗需給確認書により行うものとする。
- 3 調整指導要領第9条による移入苗木並びに第10条に規定された繰越苗木及び自家造林用苗木については、樹苗需給確認書の発行は要しないものとする。なお、補助金交付申請にあつては、樹苗需給確認書の添付が必要でない申請は、添付が必要な申請と区分して行うものとする。

(保育間伐の実施に係る確認調査等)

第17条 林齢61年生以上の林分において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の場合は、林齢に関わらず保育間伐を実施できるものとする。

- 2 前項の保育間伐を実施しようとするときは、別に定める要領に基づき、事業実施前に、事業主体にあつては現地調査を、局長にあつてはその確認調査を行うものとする。

(更新伐又は花粉発生源植替えを実施した場合の更新完了基準)

第18条 規則第7条第1項第7号に規定する更新が確実に図られていない状態とは、天然更新にあつては更新伐を実施した市町村における市町村森林整備計画に掲げる天然更新完了の判断基準を満たしていない状態をいい、人工植栽にあつては1ヘクタール当たりの植栽本数が第5条第16項に規定する植栽本数に満たない状態をいうものとする。

- 2 局長は、更新伐の施行地について、その後の更新の状況を確認するものとする。この調査に当たっては、別に定める更新伐の実施後における更新完了確認調査要領(平成24年11月27日付け森整第582号)により実施するものとする。
- 3 局長は、前項の調査を適切かつ円滑に実施するため、更新伐の実施箇所等を記録した施行台帳を整備するものとする。

(補助対象施行地の他の用途への転用の制限)

第19条 事業主体は、規則第7条第1項第3号に規定する補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為又はその他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき若しくは同項第4号に規定する森林経営計画の認定の取消し又は同項第5号に規定する経営管理実施権配分計画の取消しを受けたときは、直ちに補助金交付申請者を通じてその旨を局長へ届け出なければならない。

- 2 局長は、前項の規定を的確に遂行するため、森林整備事業補助金交付明細書を備えて、その経過を明らかにしておくものとする。
- 3 事業主体は、公用、公共用及び天災地変その他止むを得ない事由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内(特定森林再生事業のうち森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、おおむね10年以内)に森林

以外の用途へ転用等するときには、規則第7条第1項第3号の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免について局長に協議することができるものとする。

(保安林の指定施業要件との関連)

第20条 指定施業要件に植栽が定められている保安林において人工造林に係る補助金交付申請を行うときは、保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)第5の2に規定する知事による植栽の履行確認が完了した後に行なわなければならない。

2 保安林内で実施する施業等は、当該保安林に定められた指定施業要件に適合した施業でなければならない。

(森林作業道の管理)

第21条 事業主体は、第5条11号に掲げる森林作業道を開設又は改良(以下「開設等」という。)しようとするときは、事前に当該森林作業道の管理の権限を有する者を書面で決定するものとする。

2 前項の森林作業道の管理の権限を有する者は、当該森林作業道の維持管理に努めるものとする。

(森林作業道台帳等の整備)

第22条 事業主体は、前条第1項の森林作業道の開設及び改良を実施したときは、森林作業道整備実施基準第6に基づき森林作業道台帳を作成し整備するものとする。

2 事業主体は、前条第1項の森林作業道の管理の権限を有する者を定めた書面の写し及び前項の森林作業道台帳の写しを、事業完了後に速やかに局長に提出するものとする。ただし、当該森林作業道が同一森林所有者の森林内に開設され、当該森林所有者によって維持管理される場合は、この限りでない。

(搬出材積の算定方法)

第23条 事業主体は、第7条第1項第2号に掲げる間伐、更新伐又は花粉発生源対策の実施により搬出集積した伐採木の材積を検知により算定するものとする。ただし、これによることができないときは、次によるものとする。

(1) 層積により材積を算定するときは、層積から実材積に換算する係数の根拠を明確にすること。

(2) 重量から材積を推計し算定するときは、重量から材積に換算する係数の根拠を明確にすること。

(補助金の返還について)

第24条 規則第7条第1項第8号の「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(東日本大震災復興特別会計の事業要件)

第25条 東日本大震災復興特別会計で行う森林環境保全直接支援事業の実施対象市町村は、盛岡市、奥州市、一関市、遠野市、花巻市、北上市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町及び山田町とする。また、事業内容は、放射性物質対策と一体的に実施するものとし、次のア、イ及びウのいずれかに該当するものとする。

ア 末木枝条の林内への集積又は小規模で簡易な編柵工・土留工(林床保全整備)と一体的に実施する施業

イ のり面保護を実施する森林作業道整備

ウ その他森林からの土砂の流出防止に留意した森林整備

附 則

この要領は、令和4年度事業から適用する。

写 真 撮 影 基 準

岩手県森林整備事業実施要領第7条第4項に規定する写真撮影基準は、この基準によるものとする。

1 写真の種類

(1) 施行地の状況

施行地ごとに、原則として同一箇所での作業前、作業中及び作業後の状況を撮影するものとする。

(2) 間伐、更新伐及び花粉発生源植替えにおける搬出状況

間伐及び更新伐の実施により生産された丸太の搬出状況を撮影するものとする。

なお、必要に応じて集積場所における集積状況を撮影するものとする。

(3) 森林作業道整備における施工前及び施工後の状況

土量変化の大きい任意の箇所、地山に対して階段状に掘削施工した箇所等において、施工前及び施工後の状況を撮影するものとする。

(4) 森林保全再生整備における作業前及び作業後の状況

ア 作業前の写真は、野生鳥獣による被害状況を撮影するものとする。

イ 作業後の写真において、野生鳥獣の捕獲等を実施した場合は、捕獲個体数を確認できるように撮影するものとする。

2 撮影の方法

(1) 写真は、作業前、作業中及び作業後の状況が明確にわかるよう近景撮影及び遠景撮影するものとし、補助金交付申請書に添付する作業種の写真は次表1のとおりとする。なお、表中の「近景」とは、撮影対象から数m程度、「遠景」とは、数十m程度離れた位置からの撮影をいう。

(2) 写真は、下記の事項等を記載した黒板等を含めて撮影すること。

ア 撮影年月日

イ 施行地名

ウ 樹種

エ その他必要事項（森林保全整備において野生鳥獣の捕獲等を実施した場合は、事業名、事業主体名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、捕獲個体数等）

(3) 写真は、原則として撮影日及び位置情報が記録されたものとする。

3 写真撮影枚数及び補助金交付申請書への添付部数

(1) 撮影する箇所数は、森林施業については1施行地が1ha未満の場合は2箇所以上、1ha以上の場合は、3箇所以上とする。

(2) 補助金交付申請書への添付部数は、1施行地につき2の(4)の次表1に掲げた部数とする。

4 写真の整備・保存

写真は補助金関係書類と併せ、適切に整備するとともに、事業完了の翌年度から起算して5ケ年間保存するものとする。

ただし、協定等を締結し、事業を実施したものについてはその期間満了まで保存するものとする。

5 その他

森林所有者から受託されて実施する事業については、事業の透明化を図る観点から、撮影した写真を森林所有者に提示できるよう整備しておくものとする。

表1 補助金交付申請書へ添付する作業種ごとの写真

作業種		施行地の状況			近景・遠景の別		補助金交付申請書への添付部数 (1 施行地当たり)
		作業前	作業中	作業後	近景写真	遠景写真	
① 人工造林	地拵	○	○	○	○	○	各1部
	植栽	○	○	○	○	○	各1部
② 特殊地拵、特定林地改良		○	○	○	○	○	各1部
③ 下刈り		○	—	○	○	○	各1部
④ 気象災害等に伴う被害木の除去		○	—	○	○	—	各1部
⑤ 除伐、雪起こし、枝打ち		○	—	○	○	○	各1部
⑥ 保育間伐	選木状況	○	—	○	—	○	各1部
	伐採状況	○	—	○	○	○	各1部
⑦ 間伐、更新伐 及び花粉発生源 植替え	選木状況	○	—	○	—	○	各1部
	伐採状況	○	—	○	○	○	各1部
	丸太搬出状況	—	○	○	○	—	各1部 (必要に応じて丸太集積状況を撮影)
⑧ 附帯施設等整備		○	○	○	○	○	各1部
⑨ 森林作業道		○	○	○	○	○	各1部 原則、延長 300mに1箇所以上撮影すること。
⑩ 森林保全再生整備		○	○	○	○	○	各1部

別表

申請書及び添付書類	様式
森林整備補助金交付申請書	様式第1号
1 森林整備事業実施内訳書 ※様式第2-1号に定める森林整備事業補助金申請内訳書及び様式第2-2号に定める森林所有者一覧をいう。	様式第2-1号 様式第2-2号
2 施業図	様式第3号
3 施業箇所位置図（5万分の1地形図）	任意様式
4 樹苗需給確認証（樹苗需給の対象樹種に限る。）	別に定める。
5 搬出材積集計表 （森林環境保全直接支援事業の間伐又は更新伐及び花粉発生源対策促進事業の花 粉発生源植替への申請に限る。）	様式第4号
6 社会保険等加入状況調査表 （※施行地ごとに事業に従事した現場労働者に係る社会保険等の加入状況を記載 するもの。ただし、 <u>直営施行</u> 等であって、年度当初に一括して社会保険等の 加入状況を確認できる場合にあっては添付を省略することができる。）	様式第5号
7 補助金の交付申請又は受領に係る委任状 （代理人を定めて提出する場合に限る。）	別に定める。
8 森林整備完了届 （代理人を定めて交付申請する場合に、事業主体から代理人に提出する。）	—
9 森林作業道に係る出来高設計書	任意様式
10 実行経費内訳書 （※市町村が請負に付して実行した事業、森林保全再生整備又は森林作業道のうち 標準断面又は標準設計が適用できない部分に係るもの。）	様式第6-1号 様式第6-2号
11 森林作業道整備線形図 （縮尺5千分の1の森林計画図に線形、延長、標準断面及び標準設計を適用した部 分並びに当該部分について適用した標準断面及び標準設計を記載したもの。た だし、2の施業図に必要な事項を記載した場合に貼付を省略することができる。）	任意様式
12 受委託契約書の写し（森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合）、 分収林契約書等の写し（分収方式による森林施業等を実施した場合）、森林法施 行令第11条第8号に規定する森林所有者の団体の規約の写し、特定森林再生事 業の実施に係る協定等、その他事業主体が事業を実施する権限を有することを示す 協定書、同意書の写し等	—
13 施業面積等一覧表（森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐の申請 に限る。）	任意様式
14 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は伐採及び伐採後の造林の届出の提出 を要しなかったことを示す書類（人工造林及び樹下植栽等に限る。）	別に定める。
15 森林所有者であること及び施行所在地を確認できる書類の写し	別に定める。
16 納税対応状況申出書（法人又は個人事業主（前々年の課税売上高が1000 万円を超える者）に限る。）	様式第7号
17 森林整備事業に係る審査チェックリスト （岩手県森林整備事業実施要領の運用について第10条8に基づく様式）	別に定める。
18 現地写真（実施要領第7条4に規定する写真撮影基準別表に規定する現地写真）	
19 保育間伐の実施に係る平均胸高直径確認調査調書	別に定める。
20 森林経営計画の策定に関する <u>念書</u> （岩手県森林整備事業実施要領の運用について第19条に基づく様式）	別に定める。
21 野生鳥獣による被害箇所を確認できる書類、協議会と連絡調整を図ったことを 示す書類、本事業以外の国庫補助事業の支援を受けないことを誓約する書類（森 林保全再生整備を実施する場合に限る。）	別に定める。
22 その他所管する局長が必要と認める書類	

別表2 標準単価構成因子

事業内容	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、不用萌芽除去費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	不用木除去費、不良木淘汰費、支障木等伐倒費、搬出集積費
花粉発生源植替え	不用木除去費、不良木淘汰費、支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
鳥獣害防止施設等整備	伐開費、忌避剤散布費、支柱布設費、ネット取付費、食害防止フェンス設置費、資材運搬費、資材費
衛生伐	不用木除去費、薬剤処理費、不良木淘汰費、破碎費、搬出集積費、焼却費、資材費、資材運搬費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

（注）苗木運搬費は、仮植地から造林地までの運搬費とする。

（注）搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

年 月 日

広域振興局長 様

住 所
氏 名

㊞

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

森 林 整 備 補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、別紙内訳書のとおり森林整備事業（
規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

事業）実施したので、森林整備補助金交付規則第4条の

市町村受付印	振興局受付印

事務所	市町村	申請者	補助事業区分

森林整備事業補助金申請内訳書

整理 番号	申請番号	枝 番	事業箇所(路線名)		事業主体 受託区分 森林所有者	事業区分	造林種類	事業形態 森林保険	樹種 林齢 (植栽年度)	面積 (間伐率) 搬出材積	植栽本数 延長 材積	被害率 実施率 実行経費	(特定間伐促進計画等) 認定番号・年月日 (森林経営計画)	林小班 (代表) 事前計画提出日 図面番号	着工年月日 完了年月日	雇用契約 査定区分	備考 事業実行者
			大字	字 地番													

事務所	市町村	申請者	補助事業区分

森林所有者一覧

整理番号	申請番号	枝番	番号	事業箇所(路線名)		事業主体	事業区分	造林種類	森林所有者氏名	所有者氏名フリガナ	郵便番号	住所	電話番号	
				大字	字									
				地番										

様式第3号（別表1関係）

施 業 図

- 1 申請番号 第 号
- 2 事業主体名
- 3 施行面積

- 備考1 施行面積は、原則実測による。ただし、精度の高い既存の図面等を用いることも可。（精度の高い図面の使用に際しては、現地検査において検査員から主要測点の復元を求められた場合は、事業主体が復元できるものに限る。）
- 2 間伐及び更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載すること。
 - 3 1箇所0.01ヘクタール以上の除地がある場合は、施業図に図示すること。
 - 4 施業図には、方位、縮尺及び事業地付近の道路その他目標になるものを表示すること。
 - 5 実測野帳は、申請者が保管すること。

（A4）

事務所	市町村	申請者	補助事業区分

搬出材積集計表

整理番号	申請番号	枝番	事業箇所(路線名)		事業主体 森林所有者	事業区分	造林種類	樹種 林齢 (植栽年度)	補助対象面積 (間伐率) 搬出材積	証明書等	搬出方法	備考
			大字	字								
			地番									

実行経費内訳書（市町村が請負(委託含む)に付す場合）

事業主体名 _____

事業内容

森林の所在	
作業種名	
数量(ha、m、m3)	

項目	金額(円)	備考
設計額(税込)		
契約額(税込) A		
資材費(税込) [※] B		
実行経費(税込) C=A+B		

※資材費が契約に含まれない場合

注) 設計書(写)及び契約書(写)を添付すること。

実行経費内訳書（森林作業道）

事業主体名 _____

事業内容

路線名	
所在地	
幅員・延長(m)	幅員 延長

項目	金額(円)	備考
設計額(税込)		
契約額(税込) A		
資材費(税込) [*] B		
実行経費(税込) C=A+B		

※資材費が契約に含まれない場合

注) 設計書(写)及び契約書(写)を添付すること。

納 税 対 応 状 況 申 出 書

広域振興局長 様

住所
氏名

法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名

年度森林整備補助金の交付申請にあたり、消費税法に基づく納税対応
について下記のとおり申出します。

記

納 税 対 応 (予 定)	消費税の対応	該 当 事 項
1 免税事業者	消費税込	
2 課税事業者		
(1) 原則課税業者	消費税抜	
(2) 簡易課税業者	消費税込	

備 考 該当事項欄に○を記載すること。

注1) 本様式は、補助施行地の森林の所有者が、法人又は個人事業主（前々年の課税
売上高が1000万円を超える者に限る。）の場合のみ提出するもの。

注2) **免税事業者**：前々年または前々事業年度の課税売上高が1000万円以下の
事業者であり、消費税を国に納付する義務が免除されている者。

課税事業者：個人事業者については前々年、法人については前々事業年度の
課税売上高が1000万円を超える事業者であり、消費税を国に納付する義務
を有する者。

原則課税業者：課税事業者のうち、簡易課税業者以外の事業者。

簡易課税業者：その課税期間の前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千
万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事
業者。

住所
氏名

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度森林整備事業に対し、
森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）第5条の規定により、下記の条件を付
けて、森林整備（ 事業）補助金 円を交付します。

年 月 日

広域振興局長

- 1 事業主体は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）、森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号。以下「規則」という。）に従わなければならない。
- 2 事業主体は、次の各号における措置を取らなければならない。
 - （1） 補植、保育等成林に必要な保育管理を行うこと。
 - （2） 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること（衛生伐、更新伐、附属施設等整備及び森林作業道整備に係る補助を除く。）。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び施行地ごとに収入及び支出を整理した施行台帳を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業完了後5カ年間（協定等を締結し、事業を実施したものについてはその期間満了まで）保存しなければならない。
- 4 事業主体は、次に掲げる補助金返還事案が発生しないように市町村等と十分な調整を図るとともに、補助事業の施行地の適正な管理と森林所有者への指導を行わなければならない。また、返還事案が発生した場合は速やかに補助金を返還しなければならない。
 - （1） 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（特定森林再生事業のうち森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - （2） 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行われたものについて、当該森林経営計画の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。
 - （3） 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第1項の規定による公告があつた同法第35条第1項の経営管理実施権配分計画（以下「経営管理実施権配分計画」という。）に基づいて行われたものについて、同法第40条の規定による当該経営管理実施権配分計画の取消しを受けたときは、当該取消しを受けた日から起算して過去5

年以内に行われた当該事業につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (4) 花粉発生源植替えのうち森林経営計画に基づかずに行われたものについて、当該花粉発生源植替えを実施した森林が森林整備事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象である森林にならないとき（天災その他のやむを得ない事情によるものとして局長が認めるときを除く。）は、交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。
- (5) 更新伐又は花粉発生源植替えを実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、別に定める苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐について、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合はこの限りでない。
- (6) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (7) 長期育成循環施業において、個別林分型の更新伐を実施した場合にあっては更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、モザイク林誘導型の更新伐を実施した場合にあっては施業実施年度から起算して5年以内に更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 森林保全再生整備を実施した場合において、当該森林保全再生整備の実施に要する経費について森林整備事業に係る補助金以外の補助金（国の補助に係るものに限る。）の交付を受けたときは、当該森林保全再生整備につき交付を受けた森林整備事業に係る補助金相当額を返還すること。

5 規則第8条の規定による決定に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。

住所
氏名 人
補助金申請内訳書記載の事業主体 人
上記代理人：

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度森林整備事業に対し、
森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）第5条の規定により、下記の条件を付
けて、森林整備（ 事業）補助金 円を交付します。

年 月 日

広域振興局長

- 1 森林整備補助金交付額の内訳は、別紙明細書のとおりとする。
- 2 代理人は、当該補助金の交付の条件について、事業主体に周知しなければならない。
- 3 事業主体は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）、森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号。以下「規則」という。）に従わなければならない。
- 4 事業主体は、次の各号における措置を取らなければならない。
 - （1）補植、保育等成林に必要な保育管理を行うこと。
 - （2）事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること（衛生伐、更新伐、附帯施設等整備及び森林作業道整備に係る補助を除く。）。
- 5 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び施行地ごとに収入及び支出を整理した施行台帳を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業完了後5カ年間（協定等を締結し、事業を実施したものについてはその期間満了まで）保存しなければならない。
- 6 事業主体は、次に掲げる補助金返還事案が発生しないように市町村等と十分な調整を図るとともに、補助事業の施行地の適正な管理を行わなければならない。また、返還事案が発生した場合は速やかに補助金を返還しなければならない。
 - （1）補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（特定森林再生事業のうち森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - （2）森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行われたものについて、当該森林経営計画の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。

- (3) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第1項の規定による公告があった同法第35条第1項の経営管理実施権配分計画（以下「経営管理実施権配分計画」という。）に基づいて行われたものについて、同法第40条の規定による当該経営管理実施権配分計画の取消しを受けたときは、当該取消しを受けた日から起算して過去5年以内に行われた当該事業につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (4) 花粉発生源植替えのうち森林経営計画に基づかずに行われたものについて、当該花粉発生源植替えを実施した森林が森林整備事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象である森林にならないとき（天災その他のやむを得ない事情によるものとして局長が認めるときを除く。）は、交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。
 - (5) 更新伐又は花粉発生源植替えを実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、別に定める苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐について、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合はこの限りでない。
 - (6) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (7) 長期育成循環施業において、個別林分型の更新伐を実施した場合にあっては更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、モザイク林誘導型の更新伐を実施した場合にあっては施業実施年度から起算して5年以内に更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
 - (8) 森林保全再生整備を実施した場合において、当該森林保全再生整備の実施に要する経費について森林整備事業に係る補助金以外の補助金（国の補助に係るものに限る。）の交付を受けたときは、当該森林保全再生整備につき交付を受けた森林整備事業に係る補助金相当額を返還すること。
- 7 規則第8条の規定による決定に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。

森 林 整 備 事 業 委 託 契 約 書 (参 考 例)

委託者 (以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) とは、
第 1 条に定める森林整備事業を行うため、次のとおり契約を締結する。

(事業内容)

第 1 条 甲が乙に委託する事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業地
- (3) 事業面積
- (4) 事業期間 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日
- (5) 仕様 別紙仕様書のとおり

(事業の実行)

第 2 条 乙は第 1 条に定める期間内に誠意をもって事業を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、委託事業費の見積書を請求することができるものとする。

(完了確認)

第 3 条 乙は事業終了後、しゅん工について甲の確認を得るものとする。

(交付申請等)

第 4 条 乙は、乙の名義で森林整備補助金の交付申請・請求及びその受領をするものとする。

2 乙は、広域振興局長から補助金の交付があったときは、速やかに付された補助金額を甲に通知しなければならない。

(精算報告)

第 5 条 乙は、補助金の交付決定後速やかに受託事業精算書を甲に提出しなければならない。

(委託費の支払)

第 6 条 甲は、乙に対して委託費 (第 5 条の精算額とする。) を乙の請求後速やかに支払わなければならない。

(委託費の概算払)

第 7 条 乙は、甲に対し事業状況により概算払の請求ができるものとする。

(補助金の返還)

第 8 条 甲は、乙がこの契約に基づき、森林整備事業の補助金交付申請を行う場合、広域振興局長から乙に対して通知される補助金交付決定の条件を遵守しなければならない。

2 甲は、補助事業の施行地を補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内 (特定森林再

森林整備補助金交付申請・請求及び受領を甲の名義で行う場合は、この条文は除外。

生事業のうち森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する広域振興局長にその旨を届け出るものとする。

第9条 乙は、乙の責任に帰属しない事由で広域振興局長から補助金補助金の返還を求められたときは、速やかにその旨甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかにその金額を乙に支払わなければならない。

（事後処理）

第10条 この事業に関し、甲の責任に属しない事故（補助金返還を含む。）が生じたときは、乙が責任をもって処理するものとする。

（補則）

第11条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
名称 印

（注）1 共同契約による場合は、甲の住所、氏名欄に「本人兼〇〇他〇名代表〇〇」とし、契約書の次頁に代表者を含めた委託者全員の住所、氏名、印を列挙し、契約書の頁との間に甲（代表者）と乙が割印をする。

2 本様式は、森林組合等が森林所有者からの受託により事業を実施する場合に使用する。

3 森林所有者の署名は、原則として自筆によるものとする。

4 第5条の請求は、森林災害等復旧造林事業についてのみ適用させること。

事務所	市町村	申請者	補助事業区分

森林整備事業補助金交付明細書

整理番号	申請番号	枝番	事業箇所(路線名)		事業主体 受託区分 森林所有者	事業区分	造林種類	樹種 林齢 (植栽年度)	面積 (間伐率) 搬出材積	植栽本数 延長 材積	被害率 実施率	標準単価 査定係数 事業形態	間接費率 (現場監督費) (社会保険料等)	査定経費 (標準経費) (実行経費)	国補助額 補助額合計	県補助額 義務負担 嵩上	備考 (補助区分) (査定区分)
			大字	字													
			地番														

森林整備完了届（例）

整理番号	申請番号	枝番	事業箇所(路線名)		事業区分	造林種類	樹種 林齢 (植栽年度)	面積 (間伐率) 搬出材積	植栽本数 延長 材積	被害率 実施率 実行経費	(特定間伐促進等計画等)	林小班(代表)	着工年月日	雇用契約	備考
			大字	字							認定番号・年月日	事前計画提出日	完了年月日	査定区分	
			地番								(森林経営計画)	図面番号	事業実行者		
使用苗木			その他必要な事項												

上記のとおり完了したので届けます。なお、森林整備事業補助金交付申請の手続きをお願いします。

年 月 日

代理申請者 様

事業主体 住所
氏名